

高校魅力化コーディネート業務

プロポーザル審査要領

令和4年10月
南三陸町企画課

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は南三陸町が実施する「高校魅力化コーディネート業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、企画提案参加者（以下「参加者」という。）から提出された、「業務仕様書」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、別表の審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに対して行う。
- (2) 審査委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに順位点（1位＝10点、2位＝9点等）を付し、各審査委員の順位点の合計点が最も高い者を委託候補者とする。
なお、合計点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員会において合議の上、総合順位を決定する。
ただし、全ての審査委員の評価点数を合計し、各審査委員の持ち点（各項目における配点の合計点）の合計の5割を満たさない提案者は選定の対象としない。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに対する審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で郵送により通知し、南三陸町ホームページにおいて公表する。

(別表)

審査項目、審査観点及び配点 (100 点満点)

項目	配 点		配点
実施内容	魅力化コーディネート業務	・高校と地域が連携・協働し特色を生かした教育活動に繋がる提案か	30点
	情報発信	・町内外に対する魅力発信やプロモーションを効果的に実施することが可能か。	30点
業務遂行能力	人員及び組織体制	・業務の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。 ・地域及び志津川高校との協力体制を構築できる提案か。 ・高校魅力化に係る会議の資料作成やデータ分析・整理等、運営を支援する体制が整っているか。	30点
見積り金額	見積り金額		10点
合計			100点

採点基準

区分	10点の項目	20点の項目	30点の項目
非常に優れている	10	20	30
優れている	8	16	24
問題はない	6	12	18
やや問題がある		8	12
問題がある		4	6
採用できない		0	0